

大事なお知らせ



KAWASAKI CITY
川崎市

野川地区にお住まいの皆様へ

平成28年1月

各 位

野川地区住居表示検討委員会
委員長 手塚 文雄

野川地区の住居表示について（お知らせ）

初春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちが住んでいる野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。

街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」を設立しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、平成30年度以降の実施に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。なお、検討委員会での検討の経過につきましては、改めてお知らせいたします。

住居表示の実施に伴って住所変更の手続きが必要となります。住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑証明書）、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービスについては、手続きをする必要はありませんが、運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、金融機関、生命保険会社等については手続きする必要があります。また、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更の手続き、会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

※2ページに「住居表示のあらまし」、3ページに「野川地区区域図」、4ページに「野川地区住居表示検討委員会名簿」を掲載しましたので、御覧ください。

＜問合せ先＞

事務局 川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課

電話 044（200）2736

住居表示のあらまし

《住所がわかりやすくなります！》

現在の住所は

川崎市 高津区 野川〇〇〇番地
宮前区



現在の住所は、「番地」（土地の地番）を使用しているため、飛番・枝番・欠番などがあるため、わかりにくくなっており、日常生活にいろいろな不便や支障が生じています。

例えば、

- 郵便や宅配などの配達が遅れる。
- 訪ね先がわからなくて、無駄な時間がかかる。
- 緊急時に救急車、消防車、パトカーなどの到着が遅れる。

↓ 住居表示が実施されることにより
「番地」が「〇番〇号」に変わります。

新しい住所は

川崎市 高津区 〇町〇丁目〇番〇号
宮前区



新しい住所は、今までの不便や支障を解消するため、番地を使用しないで“街区符号”と“住居番号”を合わせた「住所」とすることで、わかりやすくなります。

この制度が、「住居表示制度」です。

この制度を活用し、住みよい町づくりのため、住民の皆様方とともに協議、検討を行い、住居表示の実施進めています。

平成27年9月現在、市内の約76%の地域が実施されています。

《住居表示は実施基準により行われます！》

☆町が分かりやすくなる

現在の町の境界は、みなさんの日常生活の実態と一致していなかったり、複雑に入りこんでいたりしています。

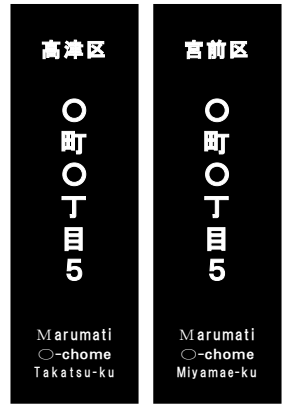
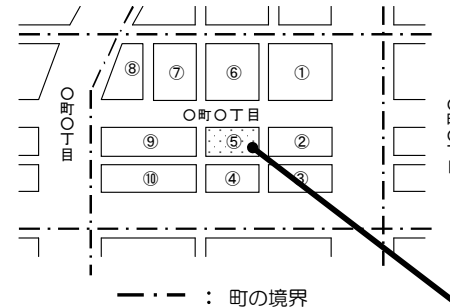
そこで、住居表示の実施基準に基づいて、町の境界を道路・河川・鉄道などの恒久的な施設などで区切り、町の区域を整理し、町を分かりやすくします。

また、町名は従来の名称を基本としますが、新たに町名を付ける場合は歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を選択し採用します。

☆町をいくつかの区画に分ける

町の中で、主に道路や水路などを境にして、いくつかの街区に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。

また、街区の角などに「街区表示板」を取り付けます。



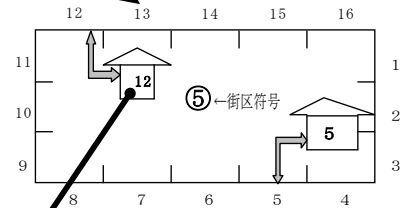
【街区表示板の例】

☆住居番号を付ける

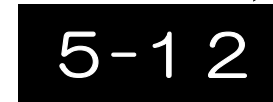
原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあたるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



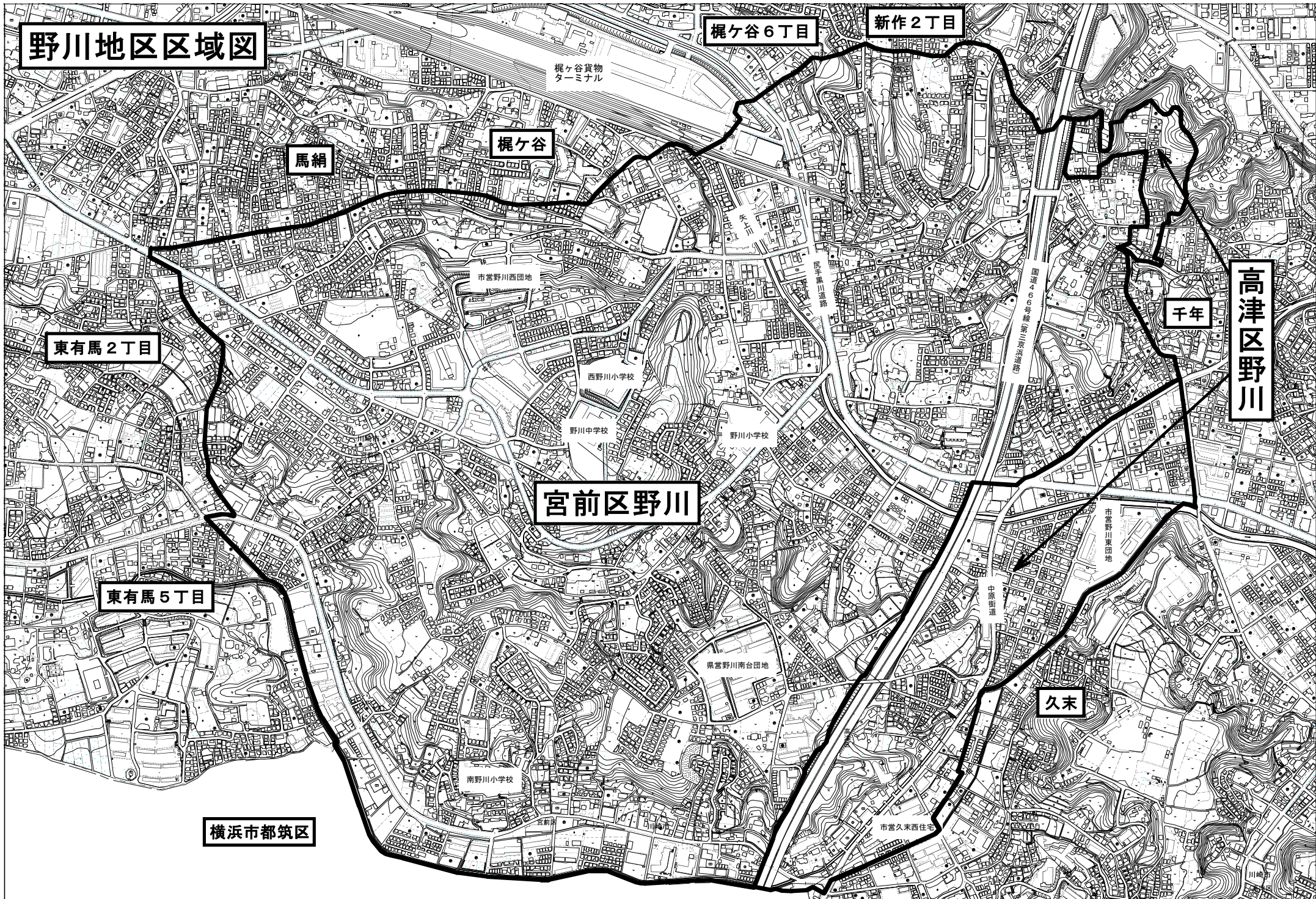
【小型町名表示板の例】



【住居番号表示板の例】

川崎市市民・こども局戸籍住民サービス課
電話 044-200-2736

野川地区区域図



野川地区住居表示検討委員会名簿

平成27年12月現在

	役職	氏名	所属	
1	委員長	手塚 文雄	野川町内会	
2	副委員長	鈴木 邦男	野川台自治会	
3	副委員長	庄司 幹夫	県営野川南台団地自治会	
4	副委員長	山川 美恵子	野川西団地自治会	
5	副委員長	柴田 眞	野川東住宅自治会	
6	副委員長	西銘 豊子	野川中耕地自治会	
7	委員	亀ヶ谷 修	野川町内会	
8	委員	松井 一夫		
9	委員	森 正一		
10	委員	白井 潔		
11	委員	白井 昭雄		
12	委員	手塚 和之		
13	委員	青木 保男		
14	委員	中里 達男		
15	委員	白井 裕一		
16	委員	小野瀬 朋子		
17	委員	大浪 よし子		
18	委員	白井 竹男		
19	委員	和田 直子		
20	委員	日高 敏雄		野川台自治会
21	委員	山本 友彦		
22	委員	後藤 卓生		
23	委員	岩本 昭		
24	委員	井上 凖子	県営野川南台団地自治会	
25	委員	川辺 峰夫		
26	委員	仲西 久子		
27	委員	藤田 澄和		
28	委員	三上 正勝	野川西団地自治会	
29	委員	亀谷 芳子		
30	委員	阿部 日出子		
31	委員	青木 進		
32	委員	早川 敏行	野川東住宅自治会	
33	委員	八巻 吉子		
34	委員	戸叶 穂子		
35	委員	高橋 咲子		
36	委員	西澤 三典	野川中耕地自治会	
37	委員	田中 正博		
38	委員	平山 順子		
39	委員	杉本 豪		

順不同・敬称略